

## 平成 3 1 年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号	3 5	課 程 ( 障がい種別 )
学 校 名	福岡県立福岡魁誠高等学校	※ (全日制) 定時制 通信制 ( )

※高等学校等は課程に○囲みを、特別支援学校については、( ) 内に、障がい種別を記入のこと。

## 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめの問題への対応は本校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応する必要がある。

いじめから一人でも多くの生徒を救うため、生徒一人一人及び教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任の中で、全ての生徒がいじめを許さず、いじめを認識しながら放置しないよう徹底する。

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての生徒を対象としていじめを未然に防止する観点での指導が重要であり、全ての生徒がいじめに向かわない、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと成長することが大切である。

また、いじめを生まない土壌をつくるために、学校（教職員）が一体となった継続的な取組とともに地域や家庭と連携した取組が不可欠である。そのためには、年二回以上の職員研修により全ての教職員のいじめの未然防止といじめへの対応を始めとする生徒指導上の諸問題等に関するスキルを高め、組織的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組の改善を継続することが重要である。

### 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

#### （1） 基本的考え方

学校教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許さない」ことへの理解を促すことはもちろん、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在や他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心通う人間関係を構築する基礎的な資質や能力を養うことが必要であり、問題解決・問題が深刻化しないため少しでも発見が早まるよう取組むことが大切である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目して、その軽減を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことも必要である。

#### （2） いじめの早期発見のための措置

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提条件であり、全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人が目には付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われるなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめの可能性を軽視することなく、積極的に認知していく姿勢が大切である。

いじめの早期発見のため、毎月のアンケート調査やそれに基づく面談の実施、教育相談の案内や実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域・家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

### 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

#### （1） 基本的考え方

いじめがあることが確認された場合は、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

また、周囲の者がいじめではないかと疑っても、該当生徒が周囲の反応を恐れたり、より深刻ないじめへ発展することを恐れることで表現できない者もいることを配慮しながら対処すること。SNS上のトラブルについても同様である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要である。また、対策組織による認知や組織的な対応を可能にするような体制整備が急がれる。

#### （2） いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの情報があつた場合は、管理職へ報告するとともに組織的に対処するためにいじめ問題対策委員会の開催に向け、関係生徒の面談等を実施し、事実確認を行う。いじめの事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職から電話で第一報を行うこと。また、全職員へ情報の共有化を図ることが必要である。

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全や安心を確保し、生徒との絆が深いと考えられる大人を中心に事情を確認し、いじめたとされる生徒の特定とともにいじめたとされる生徒からも事情を確認したうえで適切に対処する。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめを受けた生徒の安全・安心を確保し、その保護者にいじめの事実を報告するとともにいじめを受けた生徒の心情を最優先とし、事後の学校の対応指針を保護者とも十分に協議・検討したうえで保護者に説明する。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめた生徒の指導において、慎重かつ迅速に対応したうえで、いじめの背景に潜む問題等を的確に把握し、保護者とともに問題解決に努める。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの背景に潜む問題等を的確に把握し、集団に課題があれば、これを詳細に明らかにするとともに集団が取るべき行動を全員で協議・検討させ、主体的に改善させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。また、ネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制を整備する。しかし、SNSでのトラブルについては把握することが極めて困難なため、人権教育の視点からこれを充実・徹底させる。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS上も含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していること。また、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。「いじめが解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害者及び加害者については、日常的に注意深く観察する。最終的には、いじめ問題対策委員会で協議し、校長が判断する。

## 5 重大事態への対応（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。（この項は原文のまま、転載すること）

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
    - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
    - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
      - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
      - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
      - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
      - ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
    - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- ※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

- (1) 重大事態の発生と調査（県知事への発生報告を必ず記入すること）  
「重大事態」発生の報告を県知事へ報告し、関係機関（教育委員会・警察等）と連携し、第三者機関を設けて調査を行う。
- (2) 調査結果の提供及び報告（県知事への調査結果の報告を必ず記入すること）  
関係機関（教育委員会・警察等）と連携し、第三者機関を設けて調査を行い、調査結果を県知事へ報告する。また、経過や事実関係等を保護者にも適切に提供すること。  
最終の調査結果には、今後の防止策や保護者の調査結果に対する所見を含めて報告すること。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) 組織の名称 いじめ問題対策委員会
- (2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能  
定期的な開催（毎月）によるいじめに関わるアンケート調査の検討やアンケート調査・教育相談等によるいじめの発見・通報に対する定期的な開催（毎月）の中で、いじめの認知を検討し、解決・改善への取組を検討・協議する組織である。
- (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能  
関係機関（教育委員会・警察等）と連携し、第三者機関を設けることで、学校が調査した内容を更に検討・検証することで、いじめの背景に潜む原因等を明確化させ、二度と繰り返すことがないよう取組む組織である。

## 7 学校評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃から生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるようにする。

具体的には、生徒や地域の状況を十分踏まえた取組の達成目標をルーブリック等で設定し、自己評価や学校関係者評価委員会による外部評価を行い、今後の改善に役立てていく。